

【6. 報告書の作成と取りまとめ】

Q6-1. 原油換算エネルギー使用量が、年間で30kLを超える事業所等の場合は、その一つ一つの事業所等について報告書（事業所情報）を作成しなくてはならないのですか？例えば、対象となる事業所等のうち、エネルギー使用状況の類似した事業所等をまとめて、報告書（事業所情報）を作成するということはできますか？

A6-1. 地球温暖化対策報告書（事業所情報）につきましては、事業所等ごとに1枚の作成となります。いくつかの事業所等を合算して報告書（事業所情報）を作成することはできません。

Q6-2. 多くの事業所を設置する事業者に対して、報告書の作成を支援し、内容の記載及び確認を一覧で行えるような方法又はツールはありますか？

A6-2. 地球温暖化報告書の作成が簡単に行える、地球温暖化対策報告書作成ツール、及びその操作マニュアルを環境局のホームページからダウンロードしていただくことができます。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/businesses/document/writing>

この報告書作成ツールで作成したデータは、オンライン提出を推奨しています。

Q6-3. 本社が都外にある場合の取りまとめはどこが行なうのですか？

A6-3. 本社が都外にある場合であっても、基本的には本社で取りまとめていただき、法人の代表者の氏名を記入した提出書とともに地球温暖化対策報告書を提出してください。ただし、本社に代わり東京都を管轄する支社等がある場合は、支社等で取りまとめていただいても差し支えありません。（この場合、本社等の名称、所在地、代表者氏名の下に、支社の名称、所在地、代表者氏名を記載し、提出することもできます。）

Q6-4. 信託会社等は、信託法において受託している事業所と、支店などの固有不動産との分別管理義務が課されています。また、信託不動産の管理に係る指図権は、受益者等が有しているため、受託者自ら直接省エネ対策を実施することはできません。従って、報告書（事業所情報）については、「信託不動産」「固有不動産」の別を公表事項として記載のうえ提出できますか？

A6-4. 信託不動産と固有不動産を明確に分けたいということであれば、報告書（事業所情報）への記載について、公表事項となる特記事項欄に当該「信託不動産」「固有不動産」の別を記載することを妨げるものではありません。

Q6-5. 地球温暖化対策メニューは事業者側で選択して実施する位置づけなのですか？また実施状況の確認についてはどのように行うのですか？

A6-5. 地球温暖化対策メニューは指針に示した対策メニューから事業者が業種やその特性に応じて選択して実施していただくことを想定しています。なお、都は、指針の対策メニューの中からまず取り組んでいただきたい重点対策を示していきます。報告書においては、都が示した重点対策の実施状況を報告していただくとともにさらに進んだ取

組がある場合にも報告していただきたいと考えています。